

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第四章 土地斗争

第二節 基地のための土地接收反対斗争

一九四五年終戦当時の旧軍用地は約二九万七七八六町歩であったが、このうち四方六〇四〇町歩は占領軍によって接收され、残り約二五万町歩は引揚者、失業者、農家二、三男などの開拓地として開放された。なおこのほか旧軍用地以外の未墾地をふくめて、全国における開墾開拓地の入植者は七五万户に達し開拓地の総面積は四三万六、〇〇〇町歩となり、その農産物生産高は米換算約六〇〇万石となった。

さて、本年度より再軍備の本格的進展につれて、右の一旦開放され旧軍用地が再び警察予備隊と占領軍の演習地宿营地、その他の基地として使用されるため、つぎつぎと接收されはじめた。このほか国有林野、牧野の取上げや、農民が一時借用している政府移管土地の接收がある。これらの取上げは形式的には特別調達庁が事務を代行する接收であるが、事実上は占領目的のための直接接收であり、実弾演習による生命の危険、財産の損害、生活権の脅威にさらされ、これに対し農民、とくに開拓民が耕作権と生活を守るために反対し、各地に深刻な紛争が生起することとなった。

五一年秋頃から、軍事基地のための土地接收が、農民とくに開拓民の生命と生活をおびやかし、ひいては農地改革における自作農創設を切りくずす危険が生ずるにいたったので、農林当局から警察予備隊長官にあてて、つぎのような通牒が発せられた。

開拓地を警察予備隊のために使用することについて

このことについて、目下当局において承知している事例のみでも、別表の如く数件に及んでいるのであるが、これらの土地は何れも自作農創設特別措置法により政府において取得し、自作農創設の用に供し又は供しようとしているものである。而してこれらの土地を買受け又は買受けんとする入植者は概ね引揚者、戦災者又は農家の二、三男等で、殆んど無一物で入植した者が多く、入植後は言語に絶する辛苦の結果漸くここに生活の根柢を築いており、政府としても、相当な費用を支出してこれらの土地を農地とするために必要な工事を実施し、また入植者には開墾補助金及び住宅補助金を交付し、営農資金を融資する等の措置を講じておる次第である。従ってかかる土地を警察予備隊のために使用することは、国民経済より見て多額の冗費を生ずることとなるのみならず、入植者全般に深刻な不安感を与えると共に政府の施策に対する不満を起させることともなるので、極力他に適当な土地を求め原則として、開拓地を使用されないよう要望する次第である。代地の斡旋が必要な場合には、当方としても極力協力したい。又他に適当な土地が全くない等やむを得ない場合には、開拓地についても、これを他に転用することを全く拒否しようとするものではないから、かかる地区については、当局と充分協議し地元開拓民との間を円満に解決した上、正当な法的手続を経てから、その使用を開始せられるよう取り計らわれたい。

なお現に問題となっている地区については、従来当局係官より再三にわたり貴方に対し、上記の理由を述べてその使用の即時停止方を申入れたのであるが、まだ納得し得る回答に接しないのみならず、引続きその使用を継続しておられる。このため国有財産

たる開拓地の管理上甚だ遺憾なる事態を生じているのみならず、地元開拓民よりは、しばしば切実なる陳情に接し開拓政策遂行上頗る支障を来しているので、当局の趣旨を篤と御了承の上至急善処されたい。

昭和二六年九月二八日
警察予備隊長官殿

農林省農地局長

これによれば、予備隊側は開拓地を所管する農林当局とほとんど事前に協議することもなく、のちに見るように多くは農民にも無断に一方的に開拓地の土地を使用し、そのため、戦争犠牲者たる農民に再びその犠牲を強いる結果となっていることが明らかであるが、予備隊側はこれに対し次の如く回答している。

開拓地の使用について

このことについて……当隊本部長官あて申越があったが、開拓地を警察予備隊の訓練場として使用する場合は、土地所有者その他地元関係者と協議の上円滑に使用しているのであるが、ただ農林省関係者と協議していないことは遺憾に存する次第である。今後は申越の主旨により遺漏のないよう取運ぶ所存であるから、右御諒承の上、当隊の使命にかんがみ、何分の御協力をお願い申上げる。おって近日具体的に協議を致したい所存であるから念のため申添える。

昭和二六年一〇月六日
農林省農林局長殿

警察予備隊本部経理局長

さて五一年秋頃より瀕出しつつある軍事基地のための土地接收に対し農民側はいかなる態度をとったか。九月二六日東京で開かれた日本開拓者連盟主催の全国開拓者大会では、全国より開拓農民約千名参集して「開拓地の天下り接收反対」を決議し、こえて五二年二月二六日には接收問題発生の関係組合長が東京に参集、開拓代表者協議会をひらき、次の決議をおこなって二七、八両日、国会、外務省、特別調達庁、予備隊本部等に強硬な反対を申入れた。

開拓地接收反対要求書 (前文略)

一、終戦後最大の苦難を排して開拓に挺身しすでに国民の食糧緩和に大きな貢献をなしつつある開拓地は如何なるものにも代え難い貴重な価値あるものであることに鑑み、便宜主義的にこれを接收することは絶対避くべきこと。

二、右趣旨を既に審議中の行政協定附表中に明示すると共に、予備隊用地取得計画樹立に当たっても右の趣旨を体して開拓地以外にこれを求めること。

二、右趣旨を生かすために強制収用を可能にする立法措置の如きは絶対に行わざること。

四、万やむを得ず接收するばあいは現地的交渉決定を排し必ず中央における正規手続きによることとし、全国民の負担において開拓者に二度の犠牲を払わせない万全の措置を講ずること。

五、既に中央機関に無断で開拓地を使用しつつある向は直ちにその使用を中止し、既往の損害を補償し改めて正規の手續を待つこと。

六、民間航空飛行場として旧飛行揚跡の開拓地使用の計画等もあるが、これ等の事は絶対に排すべきこと。

開拓地の無断使用又は強圧的使用に関する申入れ

正規の手續きによらず一方的申入れによって開拓地を使用しその使用範囲を無断で拡充し、流弾の危険死傷等の生命上の実害、作物のジュウリン、井戸水の乱用、野火盗難等によって、営農並に生活を不可能にしている現状に対して予備隊本部並に政府として即時如何なる具体的措置を執られるか承り度

被害発生状況例

○千葉県習志野地区

実弾演習による被害(死亡者一名、農耕通学に不安、住居内に流弾が来る、昼間は家を空けて逃避している)。協定地区外の演習畑地の踏荒し、採草地防風林の無断使用と踏荒し、採草地の土工作業による通行の危険。

○栃木県金丸地区

アドヴァイザーの指示によるとの理由で強制使用、農地、採草地薪炭備林の損傷、主道道路の損傷、土工施設の未復旧、約束不覆行、必要以上の農場への乱入、山林原野の火災数回、収穫物の盗難数十件、部隊行動による損害を防止せんとした者の言動を思想的批判の下に不当な取調べをした。

○栃木県江曾島地区

耕地、薪炭備林、採草地の損傷、樹木切損、壕の堀おこしによる土地損傷。

○栃木県駒生地区

流弾飛来のため不安で、安心して農耕不能、四町歩買上げられれば個人経営地の減反で経営不能になる。

○大分県十文字原地区

住居地、農地をさんで射撃演習をして人命が危険にさらされている。流弾のため一名の貫通銃創をうけた。爆発音のため家畜繁殖率、産卵率は七、八割減、作物の被害甚大(昨春馬鈴薯皆無)。

○京都府長田野地区

無警告実弾射撃の実施、通行禁止のため農耕不能、爆破演習によって土地損傷、二六年二月から二七年一月までの損害賠償全然支払っていない。

○宮城県王城寺原地区

死亡者一名、負傷者一名を出した事があって、極度の不安にかられている。恒久的計画が立てられず生産事業に影響すること大にして、生活は不安である。

○石川県三小牛地区

流弾落下、耕地内で無断爆破作業、圧力的買収交渉開始(開墾建築は無駄だから止めろ、立木は不用だから早く処分せよ、二七年度から全面的に使用しモデル演習地とする、麦の収穫まで待てない等)。

日農両派でも、それぞれ大会、中委で土地取上げ反対の態度を表明した。左に統一派本部の第五回大会決定にもとづく政府への要請書をかかげる。これは第五回大会で、鳥取県中浜の耕地一六九町歩の取上という現実的な問題発生を中心に討論されたのち決定されたものである。

土地取上反対に関する要請書

われわれは、八月二五日開催の第五回大会において、軍事施設その他による無償土地取上が全国的に一般化しつつある事実に基づき、関係農民の要求を支持して、標題に関し満場一致左の通り決議した。

いうまでもなく土地は農民がこれによって生活を支え、子弟を教育するための唯一の宝である。如何なる事情と事由によるにせよ、これの取上は、関係農民とその家族を路頭に迷わせ死の途に追いやり、日本人民の自立に最も必要な食糧生産を破滅させ民族の将来を危くするものといわなければならない。

については決議の趣旨を十分諒解され、日本政府の責任においてかかる無法の土地取上を禁止し、農民生活、農業生産の維持発展に十全を期せられ度要請する。

土地取上反対に関する決議

鳥取県中浜村ほか三力村の、耕地三百町歩は戦時中に海軍々用地として取上げられ、終戦後政府の命令によって再び開墾し、耕地としたものである。しかるにさいきん十九町歩を無償没収されいままた百五十町歩の無償取上命令が発せられ、さらに残余の耕地も計画に編入されている実情である。われわれはかかる無償土地取上が全国的に一般化し、農業生産、農民生活を危機に追い込んでいる事実にもとづいて、関係農民の要求を支持し、次の通り決議する。

- 一、農民の生産と生活を破壊する戦争のための土地取上に絶対反対する。
- 二、取上げた耕地は農民の暮しと生命をまもるに十分な価格を支払うこと。
- 三、農民と政府の間で完全な補償協定が成立するまでは、関係者の耕地立入を絶対に厳禁すること。

日本農民組合総本部

なお年末までに占領軍によって接收された主要な地区および接收が問題となっている地区は次の通りである。

○占領軍に接收されたもの

北海道砂蘭部一二一町、茨城県高松三三町、神奈川県柴倉庫四三町、相模原二五町、瀬谷六〇町、石川県小松三六一町、山梨県梨ヶ原二〇一町、天野原六一町、富士嶺七〇町、静岡県東富士第一次六、二四八町、同第二次二、五〇〇町、愛知県高藏寺六四町、鳥取県三保三二町、山口県太田台山四三二町、長崎県大野原八〇町、大分県十文字原六〇町、その他合計一〇、三三九町。

○接收が問題となっているもの。

北海道真駒山一、六二〇町、計根別五二九町、有明八七四町、千葉県習志野四五〇町、茂原二三九町、愛知県上野一九六町、鳥取県三保第三次一五〇町、福岡県北方八二町、宮崎二〇六町、その他計五、二七九町。

○警察予備隊に接收されようとしているもの

北海道河西村一二三町、美幌三三四町、函館二〇三町、千葉二ノ宮一六六町、新潟県金谷村六六八町、福岡県春日村六二三町、宮崎県霧島村四二三町、愛知県豊橋一、七〇〇町、京都府十六部村三三四町、その他計五、三三五町。

基地のための土地接收に対しては、農民は、取上反対、換地の要求、損害補償の要求を出す等、日農はじめ日教組などと共同して農業防衛と平和と教育のためにはげしい闘争をおこなったが(第四節参照)、一方地元町村の商人、ボス等の予備隊誘致運動もあり、複雑微妙な動きを見せている。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

